

## 第2次桜川市次世代育成支援行動計画

### (後期計画) (案)

さくらがわ スマイル 子どもプラン

パブリック・コメント資料

## 第2次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画）

第1章 計画の策定にあたって.....	2
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
3. 計画の期間.....	3
4. 計画の策定方法.....	3
5. 計画の基本的な視点.....	4
第2章 計画（前期）の進捗状況.....	6
1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために.....	7
2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育.....	11
3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て.....	15
第3章 計画の基本的な考え方.....	18
1. 基本理念.....	18
2. 基本目標.....	19
3. 基本方針.....	20
4. 施策体系.....	23
第4章 行動計画.....	24
1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現.....	24
2. 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実.....	30
3. 安全、安心な子育て環境の形成.....	35
第5章 新・放課後子ども総合プラン.....	39
1. 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的.....	39
2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況.....	39
3. 一体型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量.....	39
4. 新・放課後子ども総合プランの具体的な方策.....	40
第6章 計画の推進に向けて.....	41
1. 計画の推進体制.....	41
2. 計画の点検・評価.....	41
3. 地域・市民との連携.....	41

## 第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画（後期計画） 〈さくらがわ スマイル 子どもプラン〉

### 第 1 章 計画の策定にあたって

#### 1. 計画策定の背景と趣旨

国民が、希望どおりに働き、また、結婚、出産、子育ての希望を実現することができる環境を整え、人々の意識を変えていくことにより、少子化と人口減少を克服することを目指す総合的な政策の推進が重要であるとして、平成 15 年 7 月に次世代育成支援対策推進法が制定されました。同法において、市町村は「市町村行動計画」を策定することができるとされており、本市においては、「第 1 次次世代育成支援行動計画」、「第 2 次次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきたところです。

さらなる対策の推進を図るため、平成 28 年 5 月には、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を行うことを目的として「児童福祉法等の一部を改正する法律」が制定され、市町村においては、「母子健康包括支援センター」や児童等に対する必要な支援を行うための拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めるものとされました。

また近年、子どもが小学校や義務教育学校に入学すると、これまで勤めてきた仕事を辞めざるを得ない状況となる、いわゆる「小 1 の壁」が課題となっています。次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後などを安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう対策を進めるため、平成 30 年 9 月には「新・放課後子ども総合プラン」が取りまとめられました。

児童虐待については、児童相談所への児童虐待相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、重篤な児童虐待事件も後を絶たないなど依然として深刻な社会問題となっています。

暮らす場所や年齢にかかわらず、全ての子どもが、地域でのつながりを持ち、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援等に至るまで、切れ目のない支援を受けられる体制の構築が必要です。平成 30 年 12 月には、児童虐待に対応する体制と専門性強化をさらに進めるため、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」が取りまとめられています。

また次世代育成支援対策として、育児休業や職場復帰しやすい環境の整備、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備、良質な住宅の確保、未就学児等及び高齢運転者の交通安全対策など様々な施策を総合的に進めて行く必要があります。

本市においても、これらの対策をさらに進めるため、「第 2 次次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、「次世代育成支援対策推進法」第 8 条 1 項に基づき、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関し策定するものです。

「桜川市総合計画」をはじめ、「桜川市地域福祉計画」、「桜川市子ども・子育て支援事業計画」、「桜川市障がい者計画」などの他の計画との整合を図ります。

## 3. 計画の期間

「次世代育成支援対策推進法」は令和 6 年度までの時限立法であり、同法第 8 条 1 項において、市町村は 5 年を 1 期として次世代育成支援に関する行動計画を策定できるとなっています。

本市では、計画期間を 10 年間とし、前期計画の位置づけとして、平成 27 年度に 5 年を計画期間とする「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」を策定しました。

本計画は、令和 2 年度から令和 6 年度の 5 年を計画期間とする「第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画」の後期計画として策定します。

### 第 2 次桜川市次世代育成支援行動計画

前期計画 平成 27 年度～令和元年度	後期計画 令和 2 年度～令和 6 年度
---------------------	----------------------

## 4. 計画の策定方法

本計画は、「学識経験者」、「福祉、保健、医療、教育等次世代育成支援対策に関係する者」、その他市長が必要と認める者により構成される「桜川市次世代育成支援行動計画策定委員会」において審議を行い策定しました。計画案については、パブリックコメントによる意見公募を行いました。専門的な視点や住民の意見を反映し、計画策定を行いました。

## 5. 計画の基本的な視点

### (1) 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要です。特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要です。

### (2) 次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要です。

### (3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズは多様化しており、これらのニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要です。

### (4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、行政はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であり、様々な担い手の協働の下に対策を進めていくことが必要です。

### (5) 仕事と生活の調和の実現の視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要です。

地域においても、行政や企業を始めとする関係者が連携して進め、創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

### (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

「子育て支援」、「働き方改革」、「結婚・妊娠・出産支援」など、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援について、創意工夫の下、地域の実情に応じた展開を図ることが重要です。

### (7) 全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援対策は、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要です。社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要です。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、地域活動団体、社会福祉協議会、民間事業者や児童委員等が活動するとともに、地域への貢献を希望する地域人材も多く、このような地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用する必要があります。その際には、地域と学校が連携・協働し、地域全体で子どもの成長を支えていくという視点が重要です。

(9) サービスの質の視点

サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要です。

(10) 地域特性の視点

地域の特性は様々であり、利用者のニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各々の特性を踏まえて主体的な取組を進めていくことが必要です。

## 第2章 計画（前期）の進捗状況

第2次桜川市次世代育成支援行動計画（前期計画）では、「子どもたちの 幸せ育てる 桜川市」を基本理念とし、3つの基本目標を設定しており、それらの達成のため、21の基本方針を設け、91の施策を展開しています。各施策には目標を設定し、進捗状況を把握しています。

### 【施策体系】

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの 幸せ育てる 桜川市	子どもたちの 幸せで健や かな成長の ために	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
		④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		⑤小児医療の充実
		⑥児童虐待防止対策の充実
		⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進
		⑧障がい児施策の充実
	子どもと保護 者のための 地域の保育 と教育	①地域における子育て支援の充実
		②地域における人材養成
		③教育・保育の充実
		④地域における子育て支援ネットワークづくり
		⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		⑥子どもの健全育成
	地域社会ぐ るみで見守 り応援する 子育て	①次代の親の育成
		②家庭や地域の教育力の向上
		③良質な住宅の確保
		④安全で安心なまちづくりの推進
		⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		⑥子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		⑦仕事と子育ての両立支援

後期計画策定にあたって、進捗状況を確認するとともに、利用者の利用率、満足度、認知度に関する評価を行い、課題を検証します。

進捗状況の確認については、確認可能な直近年度である平成30年度における状況を確認するものとし、利用者の利用率、満足度、認知度について【A:概ね良好 B:改善の方向へ高める又は低める必要がある ※:評価項目として該当しない】として評価を行いました。

## 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長のために

### ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
1		妊産婦医療費助成事業	継続実施	受給者118人 支給額8,632,644円	A	A	A
2		パパ・ママクラス（マタニティクラス）	継続実施	2コース各年3回対象者初妊婦78名 参加率妊婦38人41.7% 夫15人19.2%	A	A	A
3		ことばの相談室	継続実施	ことばの相談室 〔個別〕実27人延130人年33回	A	A	A
4		不妊治療助成事業	継続実施	申請者：17人、助成者：17人	A	A	A
5		母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査	継続実施	継続実施中	A	A	A
6		赤ちゃん訪問指導	継続実施 全戸訪問（全件把握）	赤ちゃん訪問100%	A	A	A
7		乳幼児健康診査・保健指導等の充実	継続実施 <1歳児健診>受診率 96% <1歳6か月児健診>受診率 97% <2歳児歯科健診>受診率 98% <3歳児健診>受診率 97%	<1歳児健診>対象者203人受診者191人94.1% <1歳6か月児健診>対象者221人受診者214人96.8% <2歳児歯科健診>対象者244人受診者239人98.0% <3歳児健診>対象者235人受診者221人94.0%	A	A	A
8		予防接種の推進	継続実施 B型肝炎 定期化 〆夕 助成開始 おたふくかぜ 助成拡大	【定期予防接種】 〔種類接種率〕 B型肝炎87.5%ヒ7°91.6% 肺炎球菌92.4%4種混合94.7% B C G 96.0%水痘100.0% 麻しん風しん（MR）混合1期95.1% 麻しん風しん（MR）混合2期97.0% 日本脳炎1期88.3%日本脳炎2期86.3% 2種混合（DT）80.9% 【任意予防接種（費用一部助成）】 〔種類、接種率、助成金額、助成回数〕 インフルエンザ：60.4%、1,000円2回 おたふくかぜ：70.5%、2,000円2回 〆夕：66.7%、4,000円2回	A	A	A
9		健康相談	継続実施 <4～7か月育児相談>参加率93.0%	<子育て相談>年30回定期開催 <生後4～7か月育児相談> 対象者201人参加者185人参加率92.0% <5歳児健康相談> 対象者257人参加者230人参加率89.2%	A	A	A

### ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
10		思春期教育事業	継続実施	小・中・義学校、全校において実施 健康推進課による出前講座は、依頼のあった谷貝小、大國小、岩瀬小にて実施 3回215人	A	A	A
11		小児生活習慣病健診事後指導	継続実施	1次検診：小・義(前期)学生302名、中・義(後期)学生279名 1次検診結果で医療機関受診勧奨対象者については、保護者を対象として医師による説明会及び個別面談（3月）を実施：小学生21名、中学生9名	A	A	A



### ③「食育」の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
12		離乳食相談	育児相談にて実施	身体計測、離乳食の進め方、離乳食の試食、個別相談を実施 年4回81組参加 協力者：食改28名子育てアドバイザー：6名	A	A	A
13		親子料理教室	継続実施	保育所3か所 小学校2か所公民館5か所計10か所527人 岩瀬、東部、やまと認定こども園で実施	A	A	A

### ④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
14		通学路の見回り活動	継続実施	ボランティアなどによるパトロールを実施各学校において、通学路の危険個所の把握	A	A	A
15		育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	継続実施	子育て支援センターへの協力 育児相談年9回 健康教育年1回	A	A	A
16		地区組織との連携、活動支援	継続実施	健康推進員の乳幼児検診時協力 年68回実118人 食生活改善推進員による離乳食相談時における試食づくり年4回28人	A	A	A

### ⑤小児医療の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
17		小児医療費助成事業	継続実施	受給者6,975人 支給額113,632,263円	A	A	A
18		小児救急医療体制の整備	筑波メディカルセンター病院のみ継続実施	<県西総合病院>9月末で閉院 小児科夜間救急診療 受付時間17:30～19:00(月・火・金) <筑波メディカルセンター病院> 365日24時間体制で小児科の診療を実施	A	B	B

### ⑥児童虐待防止対策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
19		要保護児童への対応	継続実施	延相談件数1,683件 ※家庭相談員2人	A	A	A
20		乳幼児期の対応（赤ちゃん訪問、4～7か月育児相談）	継続実施	赤ちゃん訪問100% 4～7か月育児相談92.0%	A	A	A
21		養育訪問支援事業	継続実施 (支援が必要な世帯に対応)	延べ訪問回数15回	A	A	A
22		若年層の児童虐待防止対策事業	継続実施	継続実施 市内小・中・義学校で年齢に応じた思春期教育を実施 思春期教育に必要な教材を貸出	A	A	A

## ⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
23		母子・父子家庭医療費助成事業	継続実施	受給者757人 支給額27,457,117円	A	A	A
24		児童扶養手当給付支援事業	継続実施	手当月額 児童1人の場合 全部支給42,500円 1,812人76,889,880円 一部42,490円～10,030円 2,090人61,334,440円 2人目10,040円加算 1,538人14,409,500円 3人目以降6,020円加算 547人3,135,770円	A	A	A
25		ひとり親家庭等入学祝い金事業	継続実施	中・義(後期)学校 47名×30,000円=1,410,000円 高等学校 34名×30,000円=1,020,000円	A	A	A
26		ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	継続実施	訓練促進給付金新規6名継続1名7,692,000円	A	A	A
27		交通遺児手当支給事業	継続実施	継続実施 遺児1人につき月額2,000円 平成18年度より実施 受給者1名児童2名48,000円	A	A	A

## ⑧障がい児施策の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標（令和元年度）	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
28		障がい児への発達相談・支援	継続実施	個別指導33回 (実27組延130人)	A	A	A
29		特別児童扶養手当支給事業	現状維持	1級41名月額51,700円2級28名月額34,430円 ※平成31年3月31日現在の受給者数	A	A	A
30		在宅障がい児福祉手当支給事業	現状維持	55名※平成31年3月31日現在の受給者数 1,983,000円（平成30年度支給合計額）	A	A	A
31		障がい者（児）の福祉サービス	継続実施	短期入所、児童発達支援・放課後等サービス、日中一時支援事業、保育所等訪問支援事業の実施	A	B	A
32		補装具の交付・修理	継続実施	交付11件公費1,478,601円 自費108,573円修理4件公費108,853円 自費12,093円	A	A	A
33		日常生活用具の給付・貸与	継続実施	給付50件 紙おむつ37件ストマ用装具12件 電気式たん吸引器1件 ※紙おむつ・ストマ用装具は1か月分を1件とする。	A	A	A
34		特別支援学級児童生徒事業	継続実施	知的障害特別支援学級 小学校8学級、中学校4学級、義務教育学校2学級 自閉症・情緒障害特別支援 小学校8学級、中学校4学級、義務教育学校2学級 言語障害特別支援学級 小学校2級、中学校1学級、義務教育学校1学級 教育補助員30名配置	A	A	A
35		障がい児保育事業	継続実施	継続実施 障害等の状況にあわせた保育士の加配ができるかどうかと、在園児を配慮した無理のない集団保育が可能かどうかを判断し入所決定を行う。	A	A	A

【進捗状況】 基本目標「子どもたちの幸せで健やかな成長のために」

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	35	0	0
満足度	33	2	0
認知度	34	1	0

基本目標「子どもたちの幸せで健やかな成長のために」に対する35の施策の進捗状況について、利用率についてはすべてA評価となっています。

「妊産婦医療費助成事業」「不妊治療助成事業」「小児医療費助成事業」「母子・父子家庭医療費助成事業」などの助成事業においては、計画期間内に助成回数や助成対象の拡大を図りました。また「母子健康手帳の交付、妊婦・乳児健康診査事業」においては、産婦健康診査を追加しました。

「小児救急医療体制の整備」については、満足度、認知度においてB評価となっており、今後も市内の医療機関の協力について働きかけを行っていく必要があります。

また、「障がい者（児）の福祉サービス事業」において満足度がB評価となり、これはサービスを利用するにあたり、相談支援事業所の受け入れが容易でない場合があったためです。桜川市内及び市外の相談支援事業所の新規開拓を図るなど、満足度の向上にむけた取り組みを進めていく必要があります。

## 2. 子どもと保護者のための地域の保育と教育

### ①地域における子育て支援の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
36		放課後児童健全育成事業	継続実施	公立10か所(延べ人数) 岩瀬学童クラブ(1253) 羽黒学童クラブ(474) 猿田学童クラブ(272) 坂戸学童クラブ(546) 南飯田学童クラブ(487) 雨引学童クラブ(459) 大国学童クラブ(278) 桃山学童クラブ(1151) 樺穂学童クラブ(425) 谷貝学童クラブ(418)	A	A	A
37		子育て短期支援事業	実態としてニーズが出た場合に対応する	未実施 市内で対応できる施設がなく、見込量もありません。今後、実態としてニーズが出た場合には必要に応じて対応する。	※	※	※
38		病児保育事業	1日あたり5人程度に対応	県西総合病院病児保育事業実績 平成30年度延利用者数110名 内桜川市民延利用者数77名 9月30日で県西総合病院病児保育事業廃止。 10月から茨城県西部メディカルセンター 内桜川市民延利用者数38名	※	A	B
39		保育施設における相談事業	継続実施	継続実施 児童の送迎時等に保護者と随時対応している。	A	A	A
40		利用者支援事業	継続実施	市役所関係各課や、子育て支援センター(委託先：社会福祉協議会)において、相談や助言等を行い、関連機関との連絡調整や支援事業の情報提供を実施する。	A	A	A
41		地域子育て支援拠点事業	継続実施	公立【2カ所】 岩瀬子育て支援センター(センター型：週5) 登録者480名年間6,409人利用 真壁子育て支援センター(センター型：週3) 登録者221名年間3,066人利用 私立【3カ所】 真壁保育園子育て支援センター ほしのみや保育園子育て支援センター JA北つくば子育て支援センター 【合計5カ所】	A	A	A
42		ファミリー・サポート・センター事業	継続実施	事業を社会福祉協議会にて実施 依頼会員495名 援助会員23名 延利用者22名	B	B	B

### ②地域における人材養成

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
43		ボランティアの育成	継続実施	事業を社会福祉協議会へ委託 人材育成福祉体験事業 小学校9校、中学校4校、義務教育学校1校、高校1校で実施 補助金 1,440,000円	A	A	B

### ③教育・保育の充実

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
44		通常保育事業： 保育施設	継続実施	次の6保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	A	A	A
45		通常保育事業： 教育施設	継続実施	次の7保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里幼稚園、まかべ幼稚園	A	A	A
46		延長保育事業	6施設で実施	次の6保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	※	A	A
47		幼稚園の 預かり保育事業	5園で実施	次の6保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里幼稚園	A	A	A
48		地域型保育事業	事業申請があった場合に対応	次の保育施設で継続実施 星の子ランド保育園 (H29.12.1設置) 平成30年1月より	A	A	A
49		一時預かり事業	継続実施	次の6保育施設で継続実施 岩瀬認定こども園、岩瀬東部認定こども園、やまと認定こども園、認定こども園真壁保育園、星の宮幼保園、ひなの里保育園	※	A	A
50		保育所施設整備事業	各保育所において、修繕を図りながら施設を維持する。	各保育施設においては、老朽化した場所の修繕を図りながら施設を維持している。	A	A	A
51		幼稚園施設整備事業	各幼稚園において、修繕を図りながら施設を維持する。	各教育施設においては、老朽化した場所の修繕を図りながら施設を維持している。	A	A	A
52		幼保一体化推進事業	公立保育所・幼稚園再編成の実施と民営化への検討。	岩瀬認定こども園・岩瀬東部認定こども園は、平成31年4月から公私連携保育所型認定こども園として、桜川市社会福祉協議会へ移管しました。	A	A	A
53		児童手当等 給付支援事業	継続実施	児童手当 延児童数：51,116名 支給総額：565,060,000円 ※児童一人あたり支給額 3歳未満：一律月額15,000円 3歳以上小学校修了前（第1・2子） ：月額10,000円 3歳以上小学校修了前（第3子） ：月額15,000円 中学生：一律月額10,000円 特例給付(所得制限世帯)：年齢に関わらず 一律：月額5,000円 ※所得制限 前年所得が{622+(38*扶養人数)}万円を超える受給者には、児童手当に代わり特例給付を支給	A	A	A

### ④地域における子育て支援ネットワークづくり

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
54		保育施設と保護者の ネットワークの構築	相談窓口の充実	個別面談の継続実施 送迎時などにも随時実施	A	A	A

⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
55		学校活性化非常勤講師配置事業	継続実施	学校活性化非常勤講師は一事業により、T T 非常勤講師を坂戸小学校1名、雨引小学校1名計2名を配置し、児童の指導を行った。	A	A	A
56		児童生徒の情報教育の推進	継続実施	桜川中学校、桃山学園に計80台の教育用タブレットパソコン等を配置した。また、無線LANの整備を実施した。	A	A	A
57		英語指導助手(ALT)の活用事業	継続実施	小・義(前期)学校1・2年生(年間6~7回) 3・4年生(年間35時間) 5・6年生(年間70時間) 中・義(後期)学校年間1校約110~140日	A	A	A
58		教員のレベルアップ	継続実施	市学力向上研修会：年間3回 対象：市内小・中・義学校研究主任 目的：教員の指導力向上や授業改善	A	A	A
59		教職員研修事業	継続実施	派遣指導主事による計画訪問、要請訪問、各種訪問 対象：市立幼稚園、小・中・義学校 訪問回数：年100回程度 内容：学習指導・生徒指導等への指導助言	A	A	A
60		人権尊重の教育	継続実施	人権教育講演会8/10 人権教育作品集(市内幼・小・中・義学生の作品) 視聴覚教材の活用	A	A	A
61		教育相談事業	継続実施	岩瀬西中(拠点校) 岩瀬小、坂戸小1名 岩瀬東中(拠点校) 羽黒小、南飯田小1名 大和中(拠点校) 桜川中1名、桃山学園(単独校) 週1日、年間36週、1日7時間勤務	A	A	A
62		児童生徒の読書活動の推進	蔵書冊数の整備	全小・中・義学校ごとに図書購入費100,000円以上の予算の配当した。 各学校において、図書を整備した。	A	A	A
63		子ども読書推進事業	県教育長賞受賞者 小・義(前期)学校100%、中・義(後期)学校95%以上を目指す	各小・義(前期)学校4~6年生 一人50冊を読んだ割合：98.9% 各中・義(後期)学校1~3年生 一人30冊を読んだ割合：79.2% 学校図書館協力員3名配置	A	A	A
64		夏季水泳教室の充実	小・中・義学生初心者から上級者まで及び一般から高齢者までの水中運動教室の水泳教室(4教室) 延べ12日間。また、上達したと50%以上の人が感じることを目指す	夏休み期間に、小・義(前期)学生を対象とした「夏休み水泳教室」を12日間で6教室を行い、参加者延べ人数157人。	A	A	A
65		学校評議員制度の充実	継続実施(活動報告会の実施)	各小・中・義学校について2~3回の評議員会議を開催した。	A	A	A
66	●	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	カウンセラー・相談員の3人体制と常時勤務体制の確立	相談員3名、カウンセラー1名週5日開設 主な業務内容：不登校児童生徒・保護者への相談及び支援、電話相談及び来室相談、学校訪問相談 通室者数5人、相談件数1,347件	A	A	A
67	●	図書の充実	蔵書数の整備	岩瀬中央公民館15,985冊 年間貸出数2,158冊 大和中央公民館11,754冊 年間貸出数1,007冊 真壁伝承館真壁図書館33,009冊 年間貸出数31,803冊	A	A	A
68	●	ブックスタート事業	実施回数、乳幼児図書貸出冊数ともに現状を維持する	対象育児207人実施回数7回乳幼児図書貸出冊数22,513冊	A	A	A
69	●	お話の広場活動事業	施策内容の充実及び読み聞かせの向上	岩瀬中央公民館 月1回実施(8月を除く) 大和中央公民館 月1回実施(8月、9月を除く) 真壁伝承館真壁図書館 月1回実施	A	A	A
70	●	教育・保育施設と小・義(前期)学校の連携体制の構築	継続実施	継続実施	A	A	A

## ⑥子どもの健全育成

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
71		職場体験事業	継続実施	全中学校(4校), 義務教育学校(1校)で実施。計385名の中学校2年生及び義務教育学校8年生が体験学習を行った。	A	A	A
72		ふるさと発見事業	継続実施	小学校1校, 義務教育学校1校で実施。羽黒小学校では、羽黒の地域について調べたことを掲示物にまとめ展示した。桃山学園では、真壁の地域について調べ、掲示物を作ったり、発表会を行ったりした。	A	A	A
73		児童館の利用促進	継続実施	飯塚児童館・上小幡児童館の廃止。地区で利用するため、賃貸借契約(飯塚)・譲与契約(上小幡)を締結。	B	※	※

### 【進捗状況】

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	32	2	4
満足度	35	1	2
認知度	33	3	2

基本目標「子どもと保護者のための地域の保育と教育」に対する 38 の施策の進捗状況について、評価指標の数について、利用率は A 評価 32、B 評価 2、※評価 4、満足度は A 評価 35、B 評価 1、※評価 2、認知度は A 評価 33、B 評価 3、※評価 2 という結果になりました。

学校の教育環境について、少人数授業の充実や ICT 機器を活用できる環境を整備するなど、次世代育成に向けた取り組みを実施しました。また、保護者や地域の方々の意見を取り入れるため学校評議員制度を充実させました。

B 評価のある事業についてみると、「病児保育事業」について、利用者の満足度は得られているものの、認知度において B 評価となっており、改善の必要があります。また、市内の医療機関での受け入れについて新規設置に向けた調整を図ります。

「ファミリー・サポート・センター事業」については、すべての評価指標において B 評価となりました。利用者数は、平成 28 年度は延べ 17 名、平成 29 年度 0 名、30 年度においては延べ 22 名となっており、利用率や認知度の向上が必要です。また「ボランティアの育成事業」の認知度も B 評価となっています。社会福祉協議会と連携し、利用率、認知度の向上に向けた取り組みが必要です。

また、「児童館の利用促進事業」の利用率において B 評価としています。子育てサークルや交流の場としての活用を図りましたが、公立私立の子育て支援センターの普及により、児童館の利用が減少傾向にあります。平成 30 年度には飯塚、上小幡児童館を廃止しました。今後は地域ニーズを反映した利用の適正化を図り、岩瀬中央児童館についても廃止の方向で地域との調整を進めます。

### 3. 地域社会ぐるみで見守り応援する子育て

#### ①次代の親の育成

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
74		青少年健全育成活動(声かけ運動)	継続実施	あいさつ声かけ運動 11/2約470名 岩瀬支部…岩瀬駅前・羽黒駅前 大和支部…小・中・義学校正門前 真壁支部…中・義・高等学校正門前	A	B	A
75		子ども会育成事業	継続実施	つくば霞ヶ浦りんりんロード 11/17実施 56名参加(児童20名、保護者15名、市子連役員15名、事務局6名)	B	B	B
76		青少年のための健全育成活動	継続実施	・街頭指導 学校警察連絡協議会 7/22岩瀬地区 7/247/257/26真壁地区 青少年相談員 8/15岩瀬地区 ・「青少年の健全育成に協力する店」の協力依頼 7/7実施 17名参加 ・図書等自動販売機等立入調査 2/21実施 実施設置台数3台調査員5名	※	※	A
77		青少年を取り巻く環境浄化運動	実施なし 次年度以降の実施について検討	天候不良のため中止	※	※	※
78		結婚の応援	継続実施	出会いパーティー1回開催 恋愛セミナー1回開催 未婚者アンケート1回実施 結婚相談随時実施 結婚相談員意見交換会2回開催	B	B	A

#### ②家庭や地域の教育力の向上

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
79		家庭教育学級	継続実施	全校実施(市内公立小・中・義学校計15学級) 各学級の実施状況について実践報告書を作成し、全学級に配布	A	A	A
80		青少年健全育成活動	継続実施	【わくわくチャレンジ】 お料理教室年6回118名参加 おもしろ理科教室年4回104名参加 あそびの教室年4回64名参加 自然・歴史探検教室年1回5名参加 楽しいスポーツ教室年2回44名参加 【真壁コミュニティースクール】 桃山学園(桃学ちびっ子ブレスクール) 年3回実施・814名 谷貝小(ジュニア冒険隊) 年2回実施・454名 樺穂小(樺穂わくわくクラブ) 年2回実施・563名 【羽黒小コミュニティースクール】 年2回実施・830名	B	B	B



### ③良質な住宅の確保

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
81		良質な市営住宅の整備	外壁改修の継続実施(犬田住宅)	全17住宅のうち、鉄田住宅外12住宅について97件の修繕を実施。犬田住宅屋根及び外壁改修工事を実施	B	A	B

### ④安全で安心なまちづくりの推進

施策番号	重点事業	事業名	目標(令和元年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
82		子どもに配慮した公園事業	管理業務の継続実施	公園遊具の劣化診断点検を実施12ヶ所 【公園内訳】 西小埜児童公園・北1号公園・北3号公園・南1号公園・岩瀬中央児童公園・友部住宅団地公園・真壁中央公園・花の入公園・原方児童公園・新宿児童公園・仲町児童公園・紫尾住宅団地公園 公園内遊具については、巡回時目視点検を実施	A	A	A
83		公園のトイレや砂場の衛生管理	管理業務の継続実施	公園内清掃を週1回シルバー委託で実施 公園トイレ清掃週3回シルバー及び民間委託で実施 砂場の砂は薬剤師会にて年1回検査を実施 砂場用の砂の入替えを実施 (南1号公園、仲町児童公園) みかげスポーツ公園内トイレ設置工事を実施	A	A	A
84		公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	管理業務の継続実施	いたずらや経年劣化及び凍結等による、施設の破損、不具合等については、随時修繕を実施した。 トイレ設備修繕・・・12件 電気設備修繕・・・4件 その他修繕・・・8件 (看板屋根修繕・堀修繕・ベンチ修繕・水飲み器等)	A	A	A

### ⑤子どもの交通安全を確保するための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標(R1年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
85	●	交通安全指導事業	継続実施	交通安全教室(小・中・義学校) 19回開催2,055人 幼児交通安全教室 8回開催1,047人 交通立哨 毎月1日交通安全の日 (小・中・義学校通学路) 各季交通安全期間中キャンペーン実施 自転車点検(小・中・義学校) 1,017台 啓発活動 小・義学校新入学1年生へ交通安全パンフレットを配布 中学校新入学1年生及び義務教育学校後期課程進級生へ 反射タスキを配布 市民へ無料反射タスキ配布	A	A	A
86	●	下校時巡回パトロール	継続実施	各学校単位で、各種団体や機関の協力なども得ながら実施	A	A	A
87		小中学校指定通学路の整備	維持管理業務の継続実施	つくりりんりロード整備工事(1,600m) 安全施設設置工事43件5,127千円	A	A	A

## ⑥ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

施策番号	重点事業	事業名	目標(R1年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
88		地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	継続実施	防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシの配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施した。 毎月15日各地区において防犯連絡員によるパトロールを実施 各季地域安全期間中キャンペーンを実施	A	A	A
89		連れ去り防止対策	継続実施	各小・義学校の1年生に防犯ブザー（常陽銀行寄贈）を配布した。	A	A	A
90		危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	継続実施	各学校において、危機管理マニュアルに基づき不審者侵入防止対策にあっている。	A	A	A

## ⑦ 仕事と子育ての両立支援

施策番号	重点事業	事業名	目標(R1年度)	平成30年度実施状況	利用率	満足度	認知度
91		男女共同参画の推進	審議会・委員会の女性の進出の割合30%	審議会の女性の進出の割合20.5% 委員会の女性の進出の割合17.6%	B	B	B

### 【進捗状況】

評価指標 A、B、※の数については以下の通りです。

	A	B	※
利用率	11	5	2
満足度	11	5	2
認知度	13	4	1

基本目標「地域社会ぐるみで見守り応援する子育て」に対する 18 の施策の進捗状況についてみると、評価指標の数について、利用率は A 評 11、B 評価 5、※評価 2、満足度は A 評価 11、B 評価 5、※評価 2、認知度は A 評価 13、B 評価 4、※評価 1 という結果になりました。

B 評価のある事業についてみると、「子ども会育成事業」では、すべての評価項目において B 評価としています。「桜っ子」の参加を促すような、様々な企画を実施していく必要があります。

「結婚の応援事業」においては、出逢いイベントや恋愛セミナーの実施に関する認知度は高いと考えますが、利用率や満足度を更に高める必要があり、企画内容や周知方法の改善が必要です。

また、「青少年健全育成活動事業」においては、すべての評価指標において B 評価としています。週末の子どもの居場所づくりとして、魅力ある企画をさらに推進していく必要があります。

「良質な市営住宅の整備」については、利用率、認知度において B 評価としています。長寿命化計画に基づく改修、改善を実施し、さらなる良質な住宅の確保に努める必要があります。

「男女共同参画の推進」においては、すべての指標で B 評価としています。各種審議会や委員会における女性の進出の割合をさらに高めていく必要があります。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1. 基本理念

#### 『子どもたちの幸せ育てる桜川市』

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、職場、その他の場において、子育ての意義についての理解が深められるとともに、子育てに伴う喜びが実感されるように行われなければなりません。

子どもを産み育てるという人々の希望がかなえられ、全ての子どもが健やかに成長できる社会を実現するという考えに基づき『子どもたちの幸せ育てる桜川市』を基本理念として掲げ、施策を推進します。

## 2. 基本目標

基本理念である『子どもたちの幸せ育てる桜川市』の実現のためには、子ども子育て家庭への支援として①地域における子育ての支援、②母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、③子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、④子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、⑤職業生活と家庭生活との両立の推進⑥結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進⑦子どもの安全の確保⑧要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進、といった対策を進めていく必要があります。

後期計画において、これらの対策を総合的に進めていくために、3つの基本目標を設定しました。

### 【3つの基本目標】

---

#### ◆ 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

---

妊娠、出産、育児といったライフステージに応じた支援策を切れ目なく実施し、様々な家庭環境に配慮した施策を実施します。また、待ちの姿勢にとどまらない、積極的に働きかけるプッシュ型の支援を通じ、子どもたちの幸せで健やかな成長の実現に寄与します。

#### ◆ 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

---

核家族化や女性就業率の上昇などの社会変化に対応するためには、地域における子育て支援を充実させる必要があります。保育所、幼稚園、小・中・義学校など各拠点における支援体制の充実を図るほか、総合的な支援の充実に向けて、子育て支援拠点機能の強化を図ります。

#### ◆ 安全、安心な子育て環境の形成

---

住まい、公園、交通安全、防犯など、安全で、安心して生活できる生活環境の形成に努めます。また、地域が一体となり子どもたちの見守りを行う安全・安心の子育て環境の形成を目指します。

### 3. 基本方針

3つの基本目標ごとに具体的な方針を定めたものです。各基本目標に対する方針は以下の通りです。

---

#### ■ 基本目標「子どもたちの幸せで健やかな成長の実現」

---

##### 【基本方針】

- 妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実  
妊娠期、出産期、新生児期及び乳幼児期を通じて、母子の健康が確保されるよう、各種健診・予防接種・訪問指導・相談指導・両親学級などの充実に努めます。
- 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実  
小・中・義務学生を対象とした健康教育の実施や、小児生活習慣病健診の実施など、保健対策を充実させます。
- 「食育」の推進  
乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する学習機会の提供に努めるとともに、体験活動などを通じた食育を推進します。
- 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり  
通学路の巡回パトロールや地区組織との連携、活動支援などを通じ、地域の見守りを行います。
- 小児医療の充実  
安心して子どもを産み育てることができるよう、小児医療の充実・確保に取り組みます。
- 児童虐待防止対策の充実  
桜川市要保護児童対策地域協議等の関係機関との連携を強化し、児童虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、専門的な対応ができる体制の構築を行います。
- ひとり親家庭等の自立支援の推進  
児童手当や医療費助成などの経済的な支援や就業支援、生活に関する支援などを行い、子どもが健全に成長できるよう支援を行います。
- 障がい児施策の充実  
障がいのある子どもの保育や福祉サービスの提供を充実させるとともに、発達相談や支援を適切に行います。

---

## ■ 基本目標「子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実」

---

### 【基本方針】

#### ○地域における子育て支援の充実

学校等と連携し、放課後児童クラブや放課後子供教室事業を推進するとともに、地域子育て支援拠点における乳幼児・保護者の交流の促進や相談機能の強化を行います。

#### ○地域における人材養成

地域のニーズに応じた子育て支援を充実するため、ボランティアスクールや人材育成体験事業を実施し、支援の担い手となるボランティア人材等の育成・確保を図ります。

#### ○教育・保育の充実

少人数単位での保育や通常の利用時間帯以外での預かりなど、保育機能を充実させるほか、質の高い教育の実施に努めます。

#### ○地域における子育て支援ネットワークづくり

認定こども園において、職員と保護者や保護者同士の情報交換の場を設けるなど、子育て世帯のネットワークづくりを行います。

#### ○子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手である子どもが個性豊かに生きる力を伸長することができるよう、幼児教育・学校教育の充実を図るとともに、学校の教育環境等の整備に努めます。

#### ○子どもの健全育成

自分たちの住む町についての学習や体験の機会を提供し、郷土を愛する心を培うとともに、地域の人々との交流を深め、子どもの健全育成を図ります。

---

## ■ 基本目標「安全、安心な子育て環境の形成」

---

### 【基本方針】

#### ○学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

青少年関係団体や子ども会の活動を推進し、地域での活動を活性化する。また、学校と連携しながら家庭での教育の在り方について考える機会を提供します。

#### ○良質な住宅の確保

子育て世帯が地域において安心・安全で快適な住生活を営むことができるよう支援に努めます。

#### ○安全で安心なまちづくりの推進

公園、トイレ、駐車場、駐輪場等の整備を推進するとともに、環境美化に努めます。

#### ○子どもの交通安全を確保するための活動の推進

子どもたちに交通安全教室を開催するほか、通学路の整備や下校時のパトロールを推進し、交通安全の確保に努めます。

#### ○子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

防犯ブザーの配布、地域のパトロール、防犯に関する啓発活動など、子どもたちが犯罪等の被害にあわないまちづくりを進めます。

#### ○仕事と子育ての両立支援

男女の出会いや、働き方の見直しを促進することで、子どもをはぐくみ、育てるための環境を整備します。

#### 4. 施策体系

基本理念	基本目標	基本方針
子どもたちの 幸せ育てる 桜川市	子どもたちの幸せで 健やかな成長の実現	①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実
		②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実
		③「食育」の推進
		④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり
		⑤小児医療の充実
		⑥児童虐待防止対策の充実
		⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進
		⑧障がい児施策の充実
	子どもや保護者に寄りそう 子育て支援体制の充実	①地域における子育て支援の充実
		②地域における人材養成
		③教育・保育の充実
		④地域における子育て支援ネットワークづくり
		⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
		⑥子どもの健全育成
	安全、安心な 子育て環境の形成	①学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上
		②良質な住宅の確保
		③安全で安心なまちづくりの推進
		④子どもの交通安全を確保するための活動の推進
		⑤子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
		⑥仕事と子育ての両立支援



## 第4章 行動計画

### 1. 子どもたちの幸せで健やかな成長の実現

#### ①妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

妊娠期、出産期、新生児期および乳幼児期は、子どもの人生の始まりとして重要であると同時に、母親にとっても人生における大事業の時期と言えます。

初めて子を持つ夫婦の育児不安、特に主な子育ての担い手である母親の不安やストレス解消等を図るために、親子の関わり方を学ぶ場や子育て・発育に関する相談の機会を提供します。

また、妊婦・乳児の健康診査や訪問指導を通じて母子の健康を確保し、感染症対策のための定期予防接種の実施に努めます。また、不妊治療対策に関してもより一層の推進を図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
1	妊産婦医療費助成事業	国保年金課	母子手帳交付月の初日から出産日の翌月末日までの妊産婦に対し医療費を助成する。	継続実施
2	マタニティクラス	健康推進課	初妊婦とその夫を対象に妊娠・出産・呼吸法・沐浴・育児等の健康教育・出産体験談等の内容を年6回実施。	継続実施
3	ことばの相談室	健康推進課	各種健診時、ことばの遅れや情緒面で落ち着きがない等、精神発達及び心理面で、経過観察が必要な乳幼児とその保護者を対象に集団や個別指導を通して適切な支援を図る。	継続実施
4	不妊治療助成事業	健康推進課	少子化対策の一環として、不妊治療を受けている夫婦の経済的及び精神的負担の軽減を図る。	継続実施
5	母子健康手帳の交付・妊産婦・乳児健康診査	健康推進課	子育て包括支援センターを拠点に、妊産婦・乳幼児に切れ目のない支援を行う。妊婦・乳児の健康診査、産婦健康診査を適切な時期に実施することにより、疾病の早期発見、疾病予防のための指導支援に努める。健診委託先：茨城県医師会（県内産婦人科、小児科医療機関）及び県外医療機関。	継続実施
6	赤ちゃん訪問指導	健康推進課	平成20年児童福祉法の一部改正に伴い、平成21年4月より乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業として生後4か月までに全戸訪問することが市町村の努力義務となったため、保健師・看護師・助産師が全戸訪問を実施する。	継続実施

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
7	乳幼児健康診査・保健指導等の充実	健康推進課	<p>&lt;1歳児健診&gt;            幼児期への移行期で、発育・発達面の異常の早期発見・幼児食・むし歯予防等の相談・指導を行う。</p> <p>&lt;1歳6か月児健診&gt;            身体・精神面の発育・発達状況の異常の早期発見と生活習慣の自立・虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。</p> <p>&lt;2歳児歯科健診&gt;            乳歯萌出が完了し、むし歯の多発期であることから、ブラッシング指導とフッ素塗布を行う。又、こぼや発達面での育児不安も多く、相談・指導を行う。</p> <p>&lt;3歳児健診&gt;            身体・精神面の発育・発達状況と、視力・聴力異常の早期発見、生活習慣の自立、虫歯予防・フッ素塗布や育児不安の相談の場を設け、指導を行う。</p>	継続実施
8	予防接種の推進	健康推進課	子どもの感染症について発症予防、重症化を予防するため、定期予防接種、任意接種を適切に受けられるよう支援します。	継続実施
9	健康相談	健康推進課	<p>&lt;子育て相談&gt;            月1回定例開催</p> <p>&lt;4～6か月児育児相談&gt;            乳児の成長・発達の確認、育児不安や悩みの相談を行い、むし歯予防のために早期から歯の健康についての講話を実施する。</p> <p>&lt;5歳児健康相談&gt;            子どもや保護者が安心して就学を迎える環境や、適切な発達支援体制の構築を図るため実施する。</p>	継続実施

## ②学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

思春期の児童生徒には、心身に様々な変化が生じることに対する適切な教育などのケアが重要です。成長過程の多感な思春期において、将来の結婚や子育てに対して必要な体験の場を提供します。

また、現在では過剰ともいえる刺激的な情報や、他者とのふれあいの機会の喪失など、少子化進行の影響を受けていることへの配慮や思春期の課題を認識し、児童生徒の心のケアのために相談体制の充実に努めます。

子どもの頃からの生活習慣病の予防と指導を促進し、健康な身体づくりを目指します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
10	思春期教育事業	健康推進課 児童福祉課	市内の小・中・義学校から「命の大切さ」、「思春期教育」などの依頼があった場合に妊娠シミュレーターや育児人形を活用し、健康教育を実施する。	継続実施
11	小児生活習慣病健診事後指導	学校教育課	小・義学校4年生、中学校1年生、義務教育学校7年生の希望者を対象に、事後指導として個別指導を行う。 ※1次検査でチェックの入った児童に対し2次検査を実施し、親子で説明会に参加してもらう。	継続実施

### ③「食育」の推進

子育てをしている保護者にとって、子どもの健康は大きな関心事です。朝食欠食等の食習慣の乱れや思春期やせに見られるような心身の健康問題は、乳幼児期からの正しい食事の摂り方や望ましい食習慣が定着していないことに起因すると考えられます。

食べることは、生きる活力の源であり、人生の楽しみでもあります。乳幼児期からの発達段階に応じた正しい食事の摂り方や望ましい食習慣の定着による、健全な心身の育成を目指し、地域ぐるみで食に関する学習や体験の機会の充実を図り、食育を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
12	親子料理教室	健康推進課	小・義(前期)学生、幼稚園、保育所の親子を対象に調理実習を行い、食事バランスガイドや早寝・早起き・朝ご飯の習慣づくりの説明をする。(食生活改善推進員協議会に委託)	継続実施

### ④子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

地域、学校が協力し、通学路の巡回パトロールを実施することで地域の防犯体制の強化を図ります。保健・医療に携わる関係機関の効果的な連携を図ることにより、子どもの成長を見守る地域づくりを推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
13	通学路の見回り活動	学校教育課	「巡回パトロール」のステッカーを車につけ、各学校の巡回活動を行う。ボランティア活動による巡回パトロールを実施することにより防犯体制の強化につなげる。	継続実施
14	育児サークルの支援・子育て支援センターへの協力	健康推進課	社会福祉協議会で実施している子育て支援センターからの依頼により、身体測定の実施や育児相談、健康教育を実施している。	継続実施
15	地区組織との連携、活動支援	健康推進課	各種乳幼児健診・相談時の計測の際の記入やカウプ指数の算出、市民祭への参加、研修会へ出席し知識を習得する。	継続実施

### ⑤小児医療の充実

市民が安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、小児医療の充実に努めます。医療機関との連携を図りながら、地域で支える小児医療体制の充実に図るとともに、近隣地域を含めた救急医療体制を保持します。

また、すべての子どもの健康保持のため、医療費の助成等の充実に図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
16	小児医療費助成事業	国保年金課	出生の日から高校卒業相当までの小児に対し医療費を助成する。	継続実施
17	小児救急医療体制の整備	健康推進課	近隣地域にある筑波メディカルセンター病院において365日24時間体制で小児科の診療を実施。（事前に電話での申し込みが必要）また、市内の医療機関での実施について働きかけを行う。	継続実施

### ⑥児童虐待防止対策の充実

家庭内での配偶者からの暴力や学校内外でのいじめは全国的な問題であり、本市においても課題となっています。多感な児童期に虐待を受けると心に大きなキズを残し、成人後の生活にも影響すると言われています。

また、乳幼児に対する虐待や育児放棄、いじめの背景は多岐にわたっていることから、すべての児童の健全な心身の成長のために、関係各機関が連携し実態の把握に努め、相談体制の強化を図り、地域全体で虐待の発生予防や早期発見・早期対応、保護・支援などの対策を実施していきます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
18	要保護児童への対応	児童福祉課	家庭相談室を窓口として、家庭における児童の養育に関すること、その他児童の福祉に関することについて相談及び指導を行う。 また、桜川市要保護児童対策地域協議会を中心とした関係機関の連携のもと、児童虐待を始め要保護児童の早期発見、早期対応に努める。子ども家庭総合支援拠点の設置についても検討していく。	継続実施
19	乳幼児期の対応 (赤ちゃん訪問、4～6か月育児相談)	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問や、4～6か月育児相談等を実施し、育児不安からくる虐待の早期発見・予防を図る。	継続実施
20	養育訪問支援事業	健康推進課 児童福祉課	赤ちゃん訪問指導で、特に支援が必要な世帯に対し訪問支援を実施する。支援を必要とする各世帯のケースに応じ関係各課と連携し、養育に関する指導・助言を行う。	継続実施
21	若年層の児童虐待防止対策事業	児童福祉課 健康推進課 学校教育課	児童福祉課、健康推進課、市内小・中・義学校養護教諭部会が連携を図り、小・中・義学校において、性、妊娠、出産に関する正しい知識の習得を目的に、年齢に応じた保健教育等を実施し、命の大切さを学び、若年の妊娠・出産や児童虐待の未然防止に努める。	継続実施

## ⑦ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子家庭や父子家庭が安心して子育てを含む生活を営み、その子どもが他の子どもたちと変わりなく、心身ともに健全に成長できるように支援します。

また、ひとり親自身が健康で文化的な生活を送ることができるよう自立支援や生活支援の充実を図ります。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
22	母子・父子家庭医療費助成事業	国保年金課	18歳未満の児童を養育しているひとり親とその子（高校を卒業するまで）に対し医療費を助成する。	継続実施
23	児童扶養手当給付支援事業	児童福祉課	児童が健やかに成長できるよう、児童を養育しているひとり親家庭等に対し手当を支給する。	継続実施
24	ひとり親家庭等入学祝金事業	児童福祉課	3月1日現在において入学児童を有するひとり親家庭等の保護者に対し、中学・高校入学時及び義務教育学校後期課程進級時の経済面の支援として祝金30,000円を支給する。	継続実施
25	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等支給事業	児童福祉課	母子家庭の母及び父子家庭の父が就職する際に有利であり、かつ生活の安定に資する資格の取得を促進するため、養成機関で修業する場合、高等職業訓練促進給付金を支給する。	継続実施
26	交通遺児手当支給事業	児童福祉課	義務教育終了前の交通遺児を養育する父、もしくは、母等に手当を支給し、交通遺児の養育及び就学上の不安を解消するとともに心身の健全な育成を図るために、遺児1人につき月額2,000円を支給。	継続実施

## ⑧ 障がい児施策の充実

障がいのある人もない人も共に通常の社会生活を営めることを目指すノーマライゼーションの理念に基づき、障がい児の健全な成長と自立を促進します。

乳幼児期からの発達相談・支援を図り、特別な支援が必要な子どもが地域で安心して暮らせるよう在宅支援の充実や教育支援体制の整備等の取組を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
27	障がい児への発達相談・支援	健康推進課	<発達相談> ことばの遅れや発達が心配される乳幼児と保護者を対象に、相談や療育を行う。	継続実施
28	特別児童扶養手当支給事業	社会福祉課	身体や精神に障がいのある児童を家庭で介護している者に支給する。	継続実施
29	在宅障がい児福祉手当支給事業	社会福祉課	20歳未満の心身に障がいのある児童を養育している保護者に支給する。	継続実施
30	障がい者（児）の福祉サービス	社会福祉課	居宅介護・短期入所・児童発達支援・放課後等デイサービス等、障がい児の能力及び必要性に応じ適切な福祉サービスの給付を行う。	継続実施
31	補装具の交付・修理	社会福祉課	身体上の障がいを補って日常生活をしやすくするため、補装具の交付、修理に伴う費用を支弁する。	継続実施
32	日常生活用具の給付・貸与	社会福祉課	日常生活がより円滑に行われるために、障がいの種類及び程度を基準に必要に応じて給付・貸与する。	継続実施
33	特別支援学級児童生徒事業	学校教育課 教育指導課	教室の改造や備品を整備するとともに、教育補助員を配置し、支援を必要とする児童生徒が将来的に一般社会に適應できるよう努める。	継続実施
34	障がい児保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育施設において、障がいのある子どもを受け入れ、障害の状況にあわせて個別的な対応に配慮しながら無理のないよう集団保育を実施する。また、民間に対しては、障がいのある子どもの受け入れをしている施設に保育教諭の配置に必要な経費を補助し、心身に障がいを有する乳幼児の保育の推進を図る。	継続実施

## 2. 子どもや保護者に寄りそう子育て支援体制の充実

### ①地域における子育て支援の充実

共働き家庭の増加により、子育て支援のニーズは多様化し、今後も拡大する傾向にあり、地域における様々な子育て支援の充実が必要です。

就労等により保護者が昼間家庭にいない小・義(前期)学校児童の遊び・生活の場を確保します。

また、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合などに、一定期間、養育・保護する体制を整え、子どもが病気の時の保育についても確保していきます。

子どもの幸せとすべての子育て家庭への支援を行う観点に立ち、親子の交流の場や子育てに関する情報の提供に努め、子育てに関する相談や助言を行うとともに、地域、行政、関係機関による協力体制を強化していきます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
35	放課後児童クラブ事業	児童福祉課	学童クラブにおいて、保護者が労働等により昼間家庭にいない小・義(前期)学生に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与え、児童の健全育成を図る。	継続実施
36	放課後子ども教室事業	生涯学習課	放課後授業の終了後等に、小・義(前期)学生に対し、学習、体験・交流活動の場を与え、児童の健全育成を図る。	R3各市町村の状況確認調査等及び職員の確保。R4活動内容・講師・対象予定校の決定。R5事業運営の開始。R6追加校の選定。
37	子育て短期支援事業	児童福祉課	保護者の疾病その他の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設その他の保護を適切に行うことのできる施設において、一定期間、養育・保護を行う。	実態としてニーズが出た場合に対応していく
38	病児保育事業	児童福祉課	疾病にかかり集団保育が困難なものについて、病院等の実施施設に付設された専用スペース又は事業のための専用施設で一時的に保育する。	継続実施
39	保育施設における相談事業	認定こども園	保護者からの遊びやしつけなどに関する相談に随時対応する。	継続実施
40	利用者支援事業	健康推進課 児童福祉課	乳幼児及びその保護者の身近な場所で、相談・助言等を行い、必要に応じて関連機関との連絡調整等を図る。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供を行う。	継続実施
41	地域子育て支援拠点事業	児童福祉課	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	継続実施
42	ファミリー・サポート・センター事業	児童福祉課	子育てにおける負担感の緩和や仕事と子育ての両立支援など安心して子育てができる環境づくりを推進するために、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、地域における援助活動への支援により住民参加の子育て支援の輪を広げる。	継続実施

## ②地域における人材養成

多様な子育てニーズに対応し、支援を充実させていくためには、人材の確保が必要となります。地域のボランティアの育成や効果的な活用を図ります。

また、既存の健康推進員や食生活推進員との連携を深め、活動を支援します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
43	ボランティアの育成	社会福祉課 社会福祉協議会	ジュニアボランティアスクール、人材育成福祉体験事業など地域で活躍するボランティアを育成します。	継続実施

## ③教育・保育の充実

多様な保育支援が望まれる背景には、現在の仕事と子育てを両立させたいと願う保護者と、現在は就労していないものの強い就労意欲を持つ保護者の存在があります。

少子化の進行により想定される児童の減少と保護者ニーズの拡大とのバランスを考慮しながら、各家庭の状況・希望に応じた適切な教育・保育を提供します。

また、保護者の仕事と子育ての両立を支援するため、保育時間の延長や一時的な預かり等の充実、地域との連携により多様な保育ニーズへの対応を図ります。

さらに、子育て家庭の経済的負担を軽減するために児童手当等を給付し支援します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
44	通常保育事業： 保育施設	児童福祉課 認定こども園	児童の保護者が就業等の理由で、保育の必要性が認められる場合、保育施設で子どもを保育する。 保育標準時間：最大11時間 保育短時間：最大8時間	継続実施
45	通常保育事業： 教育施設	児童福祉課 認定こども園	3歳児（公立は4歳児）から小・義学校就学までの幼児に教育の基礎を培うための幼児保育を実施し、心身の発達の助長に努める。	継続実施
46	延長保育事業	児童福祉課 認定こども園	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外に保育所及び認定こども園等で引き続き保育を実施する。	継続実施
47	幼稚園の 預かり保育事業	児童福祉課 認定こども園	地域の実態や保護者の要請により、教育課程に係る教育時間終了後に希望者を対象に保育を実施する。	継続実施
48	地域型保育事業	児童福祉課	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で0～2歳の子どもの保育を実施する。	継続実施
49	一時預かり事業	児童福祉課 認定こども園	家庭において昼間保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児又は幼稚園の在園児を教育時間終了後に一時的に預かり必要な保護を行う。	継続実施



施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
50	保育対策 総合支援事業	児童福祉課	小規模保育施設等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講じる	継続実施
51	保育教諭の キャリアアップ	認定こども園	各種キャリアアップ研修会へ参加し、職員の能力向上を図る。	継続実施
52	保育所施設整備事業	児童福祉課 認定こども園	保育充実のための施設整備推進。	継続実施
53	児童手当等 給付支援事業	児童福祉課	中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの子どもを養育している方に児童手当を支給し、児童の健全な育成を図る。	継続実施

#### ④地域における子育て支援ネットワークづくり

子育て家庭に対して、きめ細かな子育て支援や保育に関する情報を効果的・効率的に提供し、多くの親子が気軽に参加できる場を設けることで、地域における子育て支援ネットワーク形成を促進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
54	保育施設と保護者の ネットワークの構築	認定こども園	保育施設において、職員と保護者同士などの情報交換や相談の場を設ける。	継続実施

#### ⑤子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

変化の激しいこれからの社会を生きるためには、知・徳・体をバランスよく育て、子どもたちの「生きる力」を一層育むことが大切です。学校教育においては、確かな学力の向上、豊かな心や健やかな体の育成、子どもの悩みや不安に対する相談や支援、信頼される学校づくりなど、子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備に努めます。

また、次代の担い手であるすべての子どもが、心身ともにすくすくと個性豊かに成長できるよう、支援をしていきます。さらに、幼稚園・保育所（園）と小学校・義務教育学校との連携の強化、家庭や地域と連携により信頼される学校づくりを推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
55	学校活性化非常勤講師配置事業	学校教育課	「生きる力」を育成するためには、生涯にわたって学び続けるための真の学力の育成が不可欠である。そのような学力をつけるために少人数加配を実施している。複数の教員の配置によって児童生徒の個に応じた指導を通して基礎学力の定着を図る。	継続実施
56	児童生徒の情報教育の推進	学校教育課	児童生徒が、将来ICT（情報通信技術）社会で活躍することを見据えた情報教育の充実を図る。	継続実施

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
57	英語指導助手 (ALT) の活用事業	教育指導課	国際社会に対応するため、英語教育の必要性が高まっていることから幼・小・中・義学校へALTを派遣する。	継続実施
58	教員のレベルアップ	教育指導課	全職員の能力向上を図る各種研修会への参加。	継続実施
59	教職員研修事業	教育指導課	教職員の資質の向上のため、県の派遣指導主事を配置して専門的事項にかかる研修を図っている。	継続実施
60	人権尊重の教育	生涯学習課	市の推進体制を強化し、教職員の研修、児童生徒・地域住民へ学習機会を設け、全市民的に人権意識の啓発を図る。	継続実施
61	教育相談事業	教育指導課	スクールカウンセラーを派遣し、児童生徒の不登校、いじめ等や問題行動に対応する。	継続実施
62	児童生徒の読書活動の推進	学校教育課	学校図書館の充実のための図書購入費を各学校に配分している。 また、地域の人材を活用して読み聞かせなどの活動を推進し読書への意見や興味、関心を高め豊かな心の育成を図る。	継続実施
63	子ども読書推進事業	教育指導課	児童生徒の読書活動を推進するため、学校図書館の環境整備を図るための学校図書館協力員を配置するとともに、児童生徒の読書活動を賞賛する。	県教育長賞受賞者 小・義(前期) 95% 中・義(後期) 80% 図書館協力員3名 配置
64	夏季水泳教室の充実	スポーツ振興課	小・中・義学生を対象とした水泳教室を実施し、参加者相互の親睦や技術の向上を図る。	小・中・義学生の初心者から上級者までの水泳教室(6教室) 延べ12日間
65	学校評議員制度の充実	学校教育課	保護者や地域の方々の意見を幅広く聴き、学校が家庭や地域と連携しながら特色のある教育活動を行えるよう、各小・中・義学校で学校評議員制度の充実を図る。	継続実施
66	桜川市教育支援センター「さくらの広場」教育相談事業	教育指導課	桜川市適応指導教室から桜川市教育支援センター「さくらの広場」へ名称を変更し、開設曜日を拡大し、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援・援助等を図るため、教育相談等の業務を行う。	継続実施
67	図書の充実	生涯学習課	公民館図書室の蔵書冊数を住民のリクエストに応えるよう整備する。茨城県図書館情報ネットワークを利用し、資料を他館より借用して、利用者へ提供する相互貸借の充実を図る。	継続実施
68	ブックスタート事業	生涯学習課	4～6ヶ月児の育児相談時に、絵本のプレゼントとボランティアによる読み聞かせを行い、絵本への親しみと親子の絆を深めてもらうことで、乳幼児図書利用者の増加を図る。	継続実施

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
69	お話の広場活動事業	生涯学習課	読み聞かせや紙芝居等のおはなしやゲーム等を楽しく指導し、子ども達の豊かな知性が向上するように活動を推進する。	継続実施
70	教育・保育施設と小学校の連携体制の構築	認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> <li>・幼児教育から小・義学校教育へ子どもが円滑に移行できるよう又、速やかに学校生活になじむことができるように認定こども園と小・義学校の間で交流・連携に取り組む。</li> <li>・年長の後半に、小・義学校の教育を意識した教育活動を増やし小・義学校に対する不安を和らげる。</li> <li>・教職員同士の交流・連携により理解を深め認定こども園から小・義学校への円滑な移行を促す。</li> </ul>	継続実施

## ⑥子どもの健全育成

少子化の進行により、同世代はもとより異世代との交流が希薄になり、身近な仲間関係の形成や社会性の発達、さらには規範意識の形成に少なからず影響があると考えられています。

子どもたちが、地域社会の中で人とかかわりやルールを学ぶ機会の提供や、地域社会に対する関心を高め、郷土を愛する心を培う体験活動の促進を図ります。

また、地域での遊びの場の提供や安心して過ごせる放課後の居場所の整備に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
71	職場体験事業	学校教育課 教育指導課	中学校2年生及び義務教育学校8年生を対象に、地域の商店や事業所等の協力を得て職場体験を行なうことにより、他人とかかわりや思いやり、社会のルールを学ぶ機会を提供する。	継続実施
72	ふるさと発見事業	学校教育課 教育指導課	小・義(前期)学生が自分たちの住んでいる地域の特色のある場所や、人材、文化等の良さを探索する体験的な活動を通して、地域の方々との交流を深めながら、郷土を愛する心を培う。	継続実施

### 3. 安全、安心な子育て環境の形成

#### ① 学校・家庭・地域の連携・協働による教育力の向上

次代の地域社会を担う青少年が、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思えるような地域環境の整備や、愛着・誇り・希望をもてる地域社会の形成を目指します。

登校時のあいさつ運動やスポーツなどのイベントを通して、地域の人々との交流の機会や子ども会の活動を支援します。

また、青少年の健全育成のため、地域ぐるみの啓発活動を行い、地域環境の整備に努めます。さらに、子育ての前提となる結婚を促進する観点から、出会いの機会や情報の提供を推進します。

子どもを地域社会全体で育てていくために、家庭・学校・地域の連携を図りながら、全ての教育の出発点ともなる家庭での教育力の向上を図ります。

また、地域の人々や自然環境・教育資源を活用した多様な体験活動等の機会充実を図るなど、地域における教育力の向上に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
73	青少年健全育成活動 (声かけ運動)	生涯学習課	青少年育成桜川市民会議が中心となり、青少年関係団体と連携して小・中・義学校の登校時にあいさつ、声かけ運動を実施。	継続実施
74	子ども会育成事業	生涯学習課	市内の子ども会会員（通称「桜っ子」）が市内外を問わず、文化や自然、様々な体験活動をすることにより、子どもたちの探究心を呼び覚まし、新たな知識の獲得や環境への意識の高揚、さらに活動を通して子どもたち同士の友好と親睦を図る。	継続実施
75	青少年のための健全育成活動	生涯学習課	青少年相談員と連携した街頭指導（巡回活動）の実施。 青少年相談員による「青少年の健全育成に協力する店」への協力依頼。 図書等の自動販売機等立入調査の実施。	継続実施
76	青少年を取り巻く環境浄化運動	生涯学習課	青少年育成桜川市民会議・関係機関・青少年相談員・各団体の協力で地域ぐるみの啓発活動として実施。（通学路の環境安全点検/空缶・ごみ拾い/違法ポスター・捨て看板等の撤去）	継続実施
77	結婚応援事業	農林課 生活環境課	地域未婚者の結婚対策を支援するため、広域での連絡調整を図りながら未婚者の交流の場や情報提供を推進し、地域の活性と振興に寄与する。 また、県施策との連携を図る。	継続実施
78	家庭教育学級	生涯学習課	もう一度家庭教育の役割を見直し、充実させるため、各学校独自に計画を立て学習する。	継続実施
79	青少年健全育成活動	生涯学習課	○わくわくチャレンジ事業：桜川市全地区 週末の子どもの居場所づくりのため、岩瀬中央公民館・大和中央公民館・伝承館・シトラス・ラスカにおいて5つの教室（お料理・おもしろ理科・あそび・自然・歴史探検・楽しいスポーツ）を実施する。 ○コミュニティスクール事業：岩瀬・真壁地区 羽黒小及び真壁地区の小・義(前期)学校2校及び義務教育学校1校において、地域の機関・団体と連携し、児童生徒に学校外活動の場や機会を提供するため、各種事業を実施する。	継続実施

## ②良質な住宅の確保

家庭は、子どもが保護者の温かい目に見守られ健やかに育つ基盤であり、住宅環境は豊かな生活の重要な要素の一つです。地域の子育て環境整備の一環として、公営住宅の改修・改善を実施し良質な住宅の整備を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
80	良質な市営住宅の整備	都市整備課	耐用年限を経過し老朽化により用途廃止した住宅の撤去を進めるとともに、桜川市公営住宅長寿命化計画に基づく改修・改善を順次実施し、良質な住宅環境の整備を図る。	継続実施

## ③安全で安心なまちづくりの推進

公共の場における「子育てバリアフリー」を促進し、安全に安心して生活することができるまちづくりを推進します。子どもや親子をはじめ、だれもが安心して訪れることができる公園の安全管理に努め、トイレや砂場の衛生管理の定期的な実施、公園、駐車場・駐輪場等の整備を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
81	子どもに配慮した公園事業	都市整備課	児童公園（岩瀬地区2か所、真壁地区3か所）のほか、地区公園をはじめ街区公園などを設置しており、定期的な遊具の点検を行いながら安全管理に努める。	継続実施
82	公園のトイレや砂場の衛生管理	都市整備課	公園内の清掃とトイレ・砂場の衛生管理に努める。	継続実施
83	公園・駐車場・駐輪場の施設整備の推進	都市整備課	公園及びトイレ、駐車場、駐輪場の整備を推進し、環境美化に努める。	継続実施

## ④子どもの交通安全を確保するための活動の推進

交通安全対策の充実に伴い、交通事故件数は減少傾向にありますが、子どもやお年寄りなど交通弱者の交通事故は、依然として少なくありません。子どもを交通事故から守るため、学校・地域・関係機関との連携を強化し、交通安全教室の開催、自転車の安全利用の促進など交通安全指導を推進します。

また、下校時の巡回パトロールによる交通安全指導を実施し、子どもの交通事故防止に努めます。さらに、通学路周辺の交通安全施設の状況確認および修復や新たな設置により、安全な通学路の整備に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
84	交通安全指導事業	生活環境課	交通安全教室：小・中・義学校での安全教室（歩行実技・自転車の乗り方等） 幼児交通安全教室：保育所・幼稚園での交通安全教室 交通安全体験事業：小・義学校4年生を対象にした交通安全体験学習 通学時間帯街頭立哨：交通安全の日（毎月1日）を基準に通学児童への交通立哨 新入生交通安全啓発事業：小・中・義学校新入生及び義務教育学校後期課程進級生へ交通安全グッズ配布 通学用自転車点検事業：自転車通学を行う児童生徒の自転車点検	継続実施
85	下校時巡回パトロール	学校教育課	P T A 連絡協議会和先生と一緒に下校時間に合わせて、交通安全指導に巡回パトロールを実施。	継続実施
86	小・中・義学校指定通学路の整備	建設課	市内小・中・義学校指定通学路周辺の交通安全施設を確認し、その状況に応じて不具合箇所の修復及び設置について計画的に実施する。また、国道における交通安全施設の設置要望に対しては、関係機関と協議し、整備を進めるよう要望する。	継続実施

#### ⑤ 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

子どもを犯罪等の被害から守るとともに、子どもに関わる犯罪等を未然に防止するため、学校・自治会など地域の教育機関や組織と連携した活動を推進します。そのため、パトロール活動や登下校時の見守り活動の強化に努めるとともに、啓発活動による地域や子どもの防犯意識の醸成を促します。

また、児童生徒への防犯ブザーの配布や危険から身を守る指導を積極的に推進するとともに、学校の危機管理マニュアルを作成し、子どもの安全確保に努めます。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
87	地域安全防犯啓発事業 (防犯パトロール等)	生活環境課	防犯関係者（防犯連絡員、防犯ボランティア等）及び警察による商店街や地域のパトロール、駅やスーパーにおいて防犯チラシの配布による啓発活動、子どもたちの登下校時における見守り活動を、年間を通して実施する。	継続実施
88	連れ去り防止対策	学校教育課	子どもの安全を確保するために、防犯ブザーを携帯（全児童生徒へ配布）し不審者や危険から身を守るとともに、危険等に遭遇したときは、子ども110番に駆け込むように指導する。	継続実施
89	危機管理マニュアルに基づく条件整備等の推進	学校教育課	各小・中・義学校において危機管理マニュアルを作成して、不審者の侵入防止に必要な体制を整え、児童生徒の安全確保に努める。	継続実施

## ⑥仕事と子育ての両立支援

男女が子育てを分担して行い、その喜びと責任を分かち合えるよう仕事と子育ての両立支援を図ります。そのため、働き続けられる雇用環境の整備と意識改革を促進するとともに、関係機関との連携を図りながら、仕事と生活の調和実現に向けた働き方の見直しを図るための広報、啓発活動、情報提供に努めます。また、多様な働き方に対応し、現在の子育て支援では補いきれない保育ニーズに対応するファミリー・サポート・センターの普及を推進します。

施策番号	事業名	担当課	施策内容	目標 (令和6年度)
90	男女共同参画の推進	生活環境課	行政や民間における男女共同参画を促進するための環境整備を推進する。そのため、相談体制の充実を図るとともに、広報活動やセミナーを通して、男女共同参画意識の普及に努める。また、政策決定過程における女性の参画を促進する。	継続実施

## 第5章 新・放課後子ども総合プラン

### 1. 新・放課後子ども総合プランの趣旨・目的

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めます。

### 2. 放課後児童クラブ（学童クラブ）と放課後子ども教室の実施状況

本市では、令和元年度において小・義(前期)は合わせて10校となります（小学校9校、義務教育学校1校）。全小・義(前期)学校で放課後児童クラブ（学童クラブ）を実施しています。

平成27年度から令和元年度までの実施状況は以下の通りです。

#### 【放課後児童クラブ実績】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
実績数	470人	447人	478人	454人	
実施単位数	13単位	13単位	13単位	12単位	13単位
計画当初の量の見込み	510人	484人	464人	441人	429人
計画当初の実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

### 3. 一体型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の令和6年度に達成されるべき目標事業量

放課後児童クラブ（学童クラブ）の目標事業量は、量の見込みと確保方針に基づき、令和6年度段階で13単位、目標事業量510人とします。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	429人	479人	489人	486人	508人	502人
実施箇所数	13単位	13単位	13単位	13単位	13単位	13単位
目標事業量（確保量）	500人	500人	500人	500人	510人	510人
小・義(前期)学校区の整備状況	100%	100%	100%	100%	100%	100%

小・義学校での一体型または連携型の放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室の実施を検討します。令和元年5月に策定した「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づく学校再編の状況と連携し、実施できる環境にある市内小・義学校区を調査、把握し、条件の整った小・義学校区より順次整備します。



#### 4. 新・放課後子ども総合プランの具体的な方策

本市においては、「第2次桜川市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、統廃合も含め小・中・義学校の適正配置を目指しています。

放課後児童クラブ（学童クラブ）及び放課後子ども教室については、適正配置に関する条件等の整った学校区より、連携したプログラムの実施に向けた検討を開始します。

また、新・放課後子ども総合プランの実施にあたっては、放課後児童クラブ（学童クラブ）を所管する児童福祉課と、放課後子ども教室を所管する生涯学習課が十分に連携を図り、放課後児童クラブ（学童クラブ）の果たす役割や特別な配慮を必要とする児童への対応策等の充実に努めます。

また、小・中・義学校の余裕教室等の活用については、学校再編に係る事業の進捗を見据えながら、再編後の学校施設に余裕教室等が発生した場合など、積極的な活用を随時検討します。

放課後児童クラブ（学童クラブ）の開所時間については、基本的には18時までとしているところですが、希望に応じ、18時30分までの延長を行うなどの対応を行っており、今後も地域の実情に合わせた対応を行います。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1. 計画の推進体制

次世代育成支援行動計画を着実に推進していくために、計画の推進体制の構築が必要です。そのため、地域の子育て支援の実情を踏まえ、定期的な点検・評価を実施し、公表していきます。

本計画の推進にあたっては、「桜川市子ども・子育て支援事業計画」等各種計画との調和を図りつつ、保健福祉部児童福祉課を中心とした関係各課が各施策を総合的・効果的に展開していきます。

### 2. 計画の点検・評価

計画の進捗状況や評価については、地域の現状や課題の解消に役立ったかなど、子育て支援事業の利用者の視点に立った点検・評価を実施し、必要に応じて変更等の措置を講ずるよう努め、P D C Aサイクルによる計画の進行管理を行います。

また、点検・評価の結果、実施状況に係る情報をホームページ等で公表し、市民に周知を図ります。

### 3. 地域・市民との連携

本計画の推進においては、子どもの活動支援や見守りに参加するなど、地域及び社会全体で子育て家庭を支えることが必要です。

また、子育て家庭も、親同士や地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、自ら地域の子育て支援の役割を果たしていくことも重要なことです。

充実した地域子育て支援の実現を目指し、子育て家庭と地域・市民の連携を促進します。